

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（案）（仮称）について（概要）

1. 趣旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）の施行に伴い、法に基づく政令委任事項を定めるとともに、所要の経過措置等を定めるもの。

2. 概要

（1）民間教育事業に係る従事者の人数の要件（法第 2 条第 5 項第 3 号ニ関係）

法第 2 条第 5 項第 3 号に規定する民間教育事業について、技芸又は知識の教授を行う者の人数が「政令で定める人数」以上であることを要件としているところ、当該人数を 3 人とする。

（2）特定性犯罪に該当する条例で定める罪及び経過措置（法第 2 条第 7 項第 6 号及び附則第 5 条関係）

法第 2 条第 7 項に規定する特定性犯罪のうち、都道府県の条例で定める罪であって政令で定めるものについては、各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例で定める罪とし、具体的な条項は告示で定めるものとする。

また、現行の条例だけでなく、過去の条例で定められていた同様の罪についても特定性犯罪としてみなすものとする。

（3）やむを得ない事情がある場合の犯罪事実確認の期限（法第 4 条第 2 項及び第 26 条第 2 項関係）

法第 4 条第 2 項又は第 26 条第 2 項の規定に基づき犯罪事実確認を行う場合における犯罪事実確認の期限について、業務に従事させた日から 6 月以内に「政令で定める期間」を 3 月（ただし、事業者の責めに帰することができない事由により犯罪事実確認の完了に 3 月を超える期間を要すると認められる場合として内閣府令で定める場合は 6 月）とする。

（4）施行時現職者及び認定時現職者の確認期限（法第 4 条第 3 項及び第 26 条第 3 項関係）

法第 4 条第 1 項に規定する施行時現職者については、施行日から起算して 3 年以内に政令で定める期間を経過する日（法第 26 条第 1 項に規定する認定時現職者については、認定等の日から起算して 1 年以内に政令で定める期間を経過する日）までに犯罪事実確認を行わなければならないこととされているところ、当該期間について、施行時現職者に係るものについては 3 年、認定時現職者に係るものについては 1 年とする。

(5) 手数料の額（法第 40 条関係）

認定等を受けようとする者が納付しなければならない手数料の額については、実費を勘案して政令で定めることとされているところ、当該額を 3 万円（紙による申請の場合にあっては、3 万 1500 円）とする。

(6) 権限の委任（法第 42 条関係）

法第 42 条において、内閣総理大臣は、法に規定する内閣総理大臣の権限のうち、政令で定めるものを除いて、こども家庭庁長官に委任することとされているところ、当該政令で定めるものは、法第 41 条（関係大臣への協議）に係る権限とする。

(7) その他

その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠条項

法第 2 条第 5 項第 3 号ニ及び第 7 項第 6 号、第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 26 条第 2 項及び第 3 項、第 40 条並びに第 42 条並びに附則第 5 条

4. 施行期日等

○公 布 日：令和 7 年 12 月下旬（予定）

○施行期日：法施行日と同日（令和 8 年 12 月 25 日予定）

※法の施行の日は、法附則第 1 条の規定に基づき、別途、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」（仮称）により定める。